

## 税理士による還付無料相談

◆相談期間 2月4日(水)から6日(金)までの3日間

税理士事務所で、次のような少額の還付申告相談や申告書の作成を無料で行います。

最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡の上、お出かけ下さい。

①年金を受けている人。

②給与所得で、医療費控除を受けようとする人。

### 問い合わせは特設電話へ

関東信越税理士会新潟支部特設電話

◆期 間 2月2日(月)～6日(金)

◆時 間 午前9時30分～午後4時

◆電話番号 ☎225-2207

税理士別相談日程表は、税理士会館、税務署に用意してあります。

所得税の「確定申告」をされた方は、住民税の申告は必要ありません。住民税の申告書は2月下旬に送付します。

### 農業所得者の納税相談と 住民税の申告相談

◆必要なもの  
「医療費控除」「住宅借入金等特別控除」を受ける方は、事前に医療費の集計や登記簿謄本など必要書類を準備し、「医療費控除」「住宅借入金等特別控除」を受ける方は、事前に医療費の集計や登記簿謄本などを必要書類を準備し、印鑑、通帳、各種証明書等。

◆還付申告と納税相談  
町では下記日程で所得税の還付申告および納税相談・住民税申告相談を行います。

## 申告書の提出前にもう一度チェックを！

ご自分で記入された確定申告書は、提出前に次のポイントを確認して下さい。

### 1 紙所得の計算

2か所以上から給与収入がある場合には、収入を合算し、所得金額を計算していますか。

### 2 医療費控除

支払った医療費の合計額をそのまま「医療費控除」の額として記入すると、誤りになります。

### 3 老年者・配偶者特別控除

合計所得金額が1,000万円を超える方は、控除を受けることができません。

### 4 基礎控除

38万円を控除していますか。

### 5 定率減税額

再差引き所得税額の20%（最高25万円）が控除されますが、記載漏れはありませんか。



# 確定申告はお早めに

～相談と申告は3月15日まで～

平成15年分の確定申告の相談や受付は、2月16日(月)から始まります。申告期限間近になると、申告会場は大変混雑します。

申告書は、「所得税の確定申告の手引き」などを利用して、ご自分で作成し、お早めに郵送などで提出されますようお願いします。

◆あて先・問い合わせ 新潟税務署 ☎229-2151

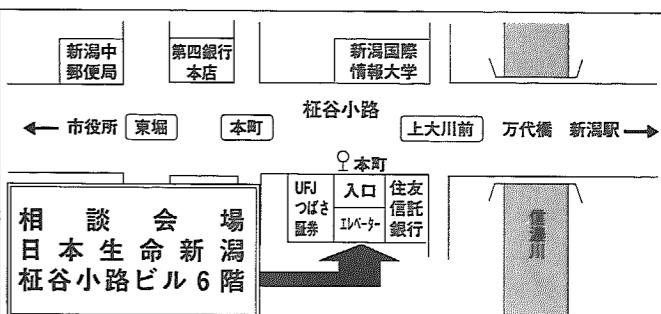
〒951-8685 新潟市営所通二番町692-5

## 申告の相談は「日本生命新潟恵谷小路ビル6階」へ

申告会場が、日本生命新潟恵谷小路ビル6階（新潟市上大川前通6番町1178-1）に変わります。

駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用下さい。

税理士による無料税務相談会場も併設しています。新潟県商工会館では開設していませんので、ご注意下さい。



◆相談受付時間について	2月2日(月)		3月15日(月)	
	開場：午前8時30分	受付時間：午前9時～午後5時	開場：午前8時30分	受付時間：午前9時～午後5時
※土・日曜日および祝日は開設しませんが、2月22日・29日の両日に限り、日曜日も開設します。	正午から午後1時まで	は昼休み時間ですので、相談の受付終了时刻は、当日の混雑具合により変更させていただくことがあります。	午前9時～11時	午後1時～3時30分



## 申告相談会場・税務署での主な申告業務

期間・会場および主な業務内容	2月2日～2月13日		2月16日～3月15日	
	申告相談会場	新潟税務署	申告相談会場	新潟税務署
申告用紙の配付	○	○	○	○
申告書（作成済）の受付	○	○	○	○
所得税の還付申告の相談	○		○	
所得税の申告（還付申告を除く）の相談			○	
個人事業者の消費税の申告相談	○		○	
贈与税の申告相談		○	○	
納税と納付の相談		○		○
納税証明書の発行		○		○
電話による照会と相談		○		○

詳しくは、

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/> タックスアンサー <http://www.taxanswer.nta.go.jp/>

または、新潟税務署（☎229-2151）・役場町民税課（☎385-2111）にお問い合わせ下さい。